

設計業務委託現場説明書

1. 業 務 名 京都大学(南部)南部食堂改築(建築)設計業務

2. 履 行 期 限 令和 9 年 11 月 26 日(金)まで
但し、とりこわし設計業務は、令和9年5月28日(金)、とりこわし設計業務及び計画通知等申請業務以外は、令和9年8月27日(金)とする。

3. 一 般 事 項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中の各欄に数字、文字記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) —印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

4. 設計業務委託共通仕様書における読替等

- (1) 設計業務委託共通仕様書中(以下「共通仕様書」という。) 「調査職員」とあるのは、「監督職員」(設計業務委託契約基準(以下、「基準」という。) 第13による)に読み替えるものとする。
- (2) 共通仕様書中「検査職員」とあるのは、「検査担当者」(基準第31による)に読み替えるものとする。

5. 業務計画書

共通仕様書に定める業務計画書の内容は次のとおりとする。

- (1) 業務実施体制
- (2) 管理技術者の経歴等
- (3) 主任技術者の経歴等
- (4) 協力者の名称、分担業務分野等

6. 業務工程表

○提出する。

・提出しない。

- (1) 受注者は、基準第4に規定する業務工程表には、次の事項を記載しなければならない。

ア 業務工程

イ 発注者が必要に応じて指示するその他の事項

- (2) 受注者は、業務工程表の重要な内容を変更する場合は、その理由を明確にし、そ

の都度変更業務工程表を発注者に提出しなければならない。

- (3) 受注者は、発注者が指示した事項については、更に詳細な業務工程に係る資料を提出しなければならない。

7. 設計業務委託契約基準の運用

(1) 総則

- ① 基準第1第3項に規定する発注者の指示は、設計仕様書を補足するものであって、発注者は、設計仕様書の内容に実質的変更を加えるような指示を受注者に行うことはできない。
- ② 業務を行うに当たって必要とされる具体的遵守事項、業務の詳細及び発注者が意図する成果物の具体的内容は、設計仕様書に定めるところによるものとする。

(2) 指示及び協議の記録

指示等は、指示簿、連絡簿その他の帳簿に必要な事項を記載し、発注者及び受注者が署名押印することにより書面の交付に代えることができる。

(3) 関連設計業務との調整

- ① 発注者は、基準第3に規定する調整として、契約書若しくは設計仕様書の変更又は業務の中止を伴う調整を行うことはできない。
- ② 基準第3に規定する「必要があるとき」とは、受注者若しくは発注者から設計業務を受注している第三者のいずれかからの申出があり発注者が承諾した場合又は発注者が設計業務全体の円滑な実施のために必要と判断した場合をいう。
- ③ 受注者は、基準第3に規定する発注者の調整に従ったことを理由として、業務委託料の変更又は必要な費用の負担を発注者に請求することはできない。

(4) 契約の保証について

受注者は、基準第5第1項に規定する保証を付した場合は、次の各号の一に掲げるいずれかの書面を発注者に提出しなければならない。

- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、振込受付書の本紙及び契約保証金納付書

ア 契約保証金は、業務委託料の10分の1の金額以上に相当する金額を、別途指定する振込先に納付すること。

イ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、学長の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第46条の規定により国立大学法人京都大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- ② 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労

働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、（国立大学法人京都大学 学長 立川 康人）と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、設計業務委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、設計業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、履行期限を含むものとすること。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後 6 カ月以上確保されるものとする。

ク 業務委託料の変更又は履行期限の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、学長の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第 46 条の規定により国立大学法人京都大学に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、学長から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

③ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券及び履行保証保険証券等提出書

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、（国立大学法人京都大学 学長 立川 康人）と記載するように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、設計業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、業務委託料の 10 分の 1 の金額以上とする。

オ 保証期間は、履行期限を含むものとすること。

カ 業務委託料の変更又は履行期限の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、学長の指示に従うこと。

キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第 46 条の規定により国立大学法人京都大学に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

④ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券及び

履行保証保険証書等提出書

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の宛名の欄には、(国立大学法人京都大学 学長 立川 康人)と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、設計業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、業務委託料の10分の1の金額以上とする。

カ 保険期間は、履行期限を含むものとする。

キ 業務委託料の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、学長の指示に従うこと。

ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第46条の規定により国立大学法人京都大学に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5) 著作権の帰属

受注者は、基準第7第2項及び第3項の規定により講じている措置の内容を発注者に通知しなければならない。

(6) 再委託等

基準第11に規定する「その他必要な事項」とは、業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者の住所、当該業務の内容、担当責任者の氏名、資格及び経歴とする。

(7) 特許権等の使用

① 発注者が特許権等の対象となっている実施方法等の使用を指定した場合において、設計仕様書、発注者の指示又は発注者と受注者との協議に特許権等の対象である旨の明示がないときに、受注者がその存在を知ったときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

② 基準第12ただし書きの規定により受注者が費用の負担を発注者に請求する場合は、受注者が特許権等を有する第三者と補償条件の交渉等を行う前に発注者と受注者とが協議しなければならない。

(8) 監督職員

発注者は、基準第13第2項各号に規定する権限を監督職員に委任しない場合は、その内容を受注者に通知しなければならない。当該通知がない場合は、基準第13第2項各号に規定するすべての権限を監督職員は有するものとみなす。

(9) 管理技術者

① 基準第14第1項に規定する「その他必要な事項」とは、管理技術者の資格及び経歴その他設計仕様書に定めるものとし、受注者は、通知書に当該資格の資格証又は免許証の写しを添付しなければならない。

② 基準第14第3項に規定する通知がない場合は、受注者の一切の権限（基準第14第2項の規定により行使することができないとされた権限を除く。）を管理技術

者は行使することができるものとみなす。

(10) 実施報告

- ① 受注者は、発注者の指示により、業務の実施状況について発注者に報告しなければならない。
- ② 受注者は、発注者の請求に応じて実施済の業務の成果、業務の進捗状況、今後の残業務内訳及びその工程計画その他必要な事項を付して発注者に報告しなければならない。

(11) 管理技術者等に対する措置請求

基準第16第1項及び第3項に規定する「必要な措置」とは、発注者又は受注者が判断する措置で、不適当な行為を繰り返さないための是正措置の指示、当該管理技術者等の交代の請求その他適当な措置をいう。

(12) 業務の中止

基準第21第2項に規定する「増加費用」とは、中止期間中、業務の続行に備えるため人員、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不必要となった人員、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するための人員、機械器具等の配置転換に要する費用等をいう。

(13) 履行期間の変更

- ① 発注者は、受注者から基準第24第1項に規定する履行期間の延長の請求があった場合は、必要があると認められる範囲で、履行期間の延長を承諾するものとする。
- ② 基準第26第2項に規定する「履行期間の変更事由が生じた日」とは、基準第18においては、発注者が修補の請求を行った日、基準第19第5項においては、設計仕様書若しくは指示を訂正若しくは変更し、又は発注者と受注者との協議が行われた日、基準第20においては、設計仕様書等の変更が行われた日、基準第21第2項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、基準第22第3項においては、基準第22第2項の設計仕様書等の変更が行われた日、基準第24第2項においては、発注者が履行期間の延長の請求を受けた日、基準第25第1項においては、受注者が履行期間の短縮又は変更の請求を受けた日をいう。

(14) 業務委託料の変更

基準第27第2項に規定する「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、基準第18においては、発注者が修補の請求を行った日、基準第19第5項においては、設計仕様書若しくは指示を訂正若しくは変更し、又は発注者と受注者との協議が行われた日、基準第20においては、設計仕様書等の変更が行われた日、基準第21第2項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、基準第22第3項においては、基準第22第2項の設計仕様書等の変更が行われた日、基準第24第2項においては、受注者が基準第24第1項の請求を行った日、基準第25第2項においては、基準第25第1項の請求を行った日をいう。

(15) 検査

- ① 受注者は、業務を完了した場合は、設計業務完了通知書とともに成果物を発注者に提出し、基準第31第2項（基準第37第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の検査を受けるものとする。

- ② 発注者は、基準第31第2項（基準第37第1項又は第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査に当たっては、受注者に対して書面をもって検査日を通知する。

(16) 業務委託料の支払

業務委託料は、受注者からの適法な支払請求書に応じて京都太学会計管理部経理課から4回に支払う。（前払金及び部分払金を含む。）

(17) 業務委託料の前払い

保証事業会社と契約書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、当該保証証書を添えて、業務委託料の「10分の3」以内の額の前払金を請求することができる。

(18) 前払金保証契約

受注者は、基準第34第4項の規定により前払金の超過額を発注者に返還した場合は、前払金保証契約の保険金額を減額後の業務委託料の10分の3を下回らない金額に変更することができる。

(19) 契約不適合責任

基準第41第1項に規定する契約不適合責任は、基準第31第2項（基準第37第1項又は第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査を受けたことをもって免れるものではない。

(20) 発注者の損害賠償請求等

① 基準第31第2項（基準第37第1項又は第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査に要した日数は、基準第51第5項に規定する遅延日数に算入しない。

② 履行期間内に業務が完了し、基準第31第2項（基準第37第1項又は第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査に不合格の場合は、当該業務が完了した日から契約書記載の履行期限までの日数は、基準第51第5項に規定する遅延日数に算入しない。

(21) 解除の効果

① 契約が解除された場合は、基準第49第2項の規定によるときを除いて、契約は遡及的に無効となり、未だ履行されていない発注者及び受注者の義務は消滅する。

② 契約が解除された場合は、基準第49第2項の規定によるときを除いて、発注者及び受注者は、それぞれ原状回復義務を負う。

8. その他

(1) 公共建築設計者情報サービス（PUBDIS）への登録

この業務の受注者は、業務内容等について、あらかじめ監督職員の確認を受け、業務完了後10日以内に公共建築設計者情報サービス（PUBDIS）に業務カルテ情報として登録すること。

(2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① この業務において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を

受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 設計業務委託仕様書・現場説明書に対する質疑応答について

① 質疑の提出期限及び方法（質疑のない場合は提出不要。）

京都大学ホームページに記載の本学指定「質疑書（設計業務）」

（京都大学トップページ＞調達情報＞建設・工事等＞入札情報）に記入のうえ、

令和 8 年 10 月 19 日 17 時までに

京都大学施設部施設企画課施設契約掛へ

持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が残る方法で、提出期限までに到達するものに限る。）により提出するとともに、当該質疑のExcel データを同掛

（shitsugikaitou@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）へ件名に設計業務名・会社名を明記のうえ、電子メールにて送信すること。

なお、書面を持参又は郵送せず、電子メールのみにより提出された質疑は受け付けないものとする。

~~【標準プロポの場合】~~

~~② 質疑応答の閲覧期間及び場所~~

~~① に対する回答書は、電子メールにて送信するとともに、~~

~~令和 年 月 日から技術提案書提出期限の日まで~~

~~京都大学施設部施設企画課施設契約掛にて閲覧に供する。~~

【公募型及び簡易公募型プロポの場合】

② 質疑応答の閲覧期間及び場所

令和 8 年 10 月 22 日から技術提案書提出期限の日まで

京都大学ホームページ（京都大学トップページ＞調達情報＞建設・工事等＞入札情報）

及び京都大学施設部施設企画課施設契約掛にて閲覧に供する。